

令和元年 第9回

# 農業委員会総会議事録

令和元年9月24日(火)開催

多摩市農業委員会

令和元年9月24日午後2時、多摩市役所401回議会議室において、令和元年第9回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、  
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、  
8番 萩原弘委員、10番 相澤孝一委員、11番 小島豊委員、  
12番 大松誠二委員、13番 武内好恵委員、14番 澤登早苗委員、  
15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

議長（会長 小暮和幸）

「定刻になりましたので、只今から令和元年第9回多摩市農業委員会総会を開会いたします。本日は、1番 青木幸子委員が遅れており、また、14番 澤登早苗委員からは遅れて参加するとの報告を受けております。只今の出席委員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第20号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第2、第21号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
日程第3、第22号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
日程第4、第23号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

13番 武内好恵委員、15番 伊藤忠男委員

議長（会長 小暮和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第20号報告 農地法第3条の3第1項の規定による規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第20号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(一ノ宮地区 1件)を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

3番（新倉隆委員）

「市街化区域の生産緑地外の農地であり、届け出自体が農業委員会で諮るにはすぐわない感じがするため、今後、本件のような事案の取り扱いについては、上級官庁に意見を聞くなどしてみてはいかがか？」

議長（会長 小暮和幸）

「法で決められているところであり、おろそかにすると地方においては農地の所有者がわからなくなっているケースもあることから、むしろ相続があった場合、届け出が必要なことを指導することも必要である、と考える」

12番（大松誠二委員）

「3条の申請が必要ない場合でも、3条の3の届け出が必要ということもある。農家への周知は必要だと思う」

議長（会長 小暮和幸）

「周知することは必要であると考えられる。他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第2、第21号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第21号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（東寺方地区 1件、連光寺地区 1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第3、第22号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第22号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（落合地区 1件、和田地区 1件、中沢地区 1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

10番（相澤孝一委員）

「小さな面積の農地転用が散見されるが、隣接する建物を含め住宅用地にするということなのか。相続に関係する案件ではないのか。」

事務局長（宮崎）

「届け出されている面積では戸建ては難しいと考えられるため、おっしゃるとおりであろうと思われる。」

議長（会長 小暮和幸）

「ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第4、第23号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第23号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について（豊ヶ丘地区 1件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時25分） —